

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
12月22日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課) ..... 三
- 漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ..... 三
- 公告  
国土調査の成果の認証 (政策企画課) ..... 三
- 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) ..... 三
- 基本測量の実施 (監理課) ..... 四
- 公共測量の実施 (監理課) ..... 四
- 公共測量の実施の変更 (監理課) ..... 四
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数 ..... 四
- 政治団体の名称等 ..... 四
- 政治団体の異動事項 ..... 五
- 資金管理団体の異動事項 ..... 五



### 山口県告示第三百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十二月二十二日から令和六年一月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本化学株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本化学株式会社厚狭工場  
所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /分)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
二七一ヌ (三基)	三〇	令和六、一五	令和六、一五	令和六、一
二七二ヌ	五〇	〃	〃	〃
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				
				使用時間 間隔 連 続 一〇時間
				一日当たりの使用時間 二四時間
				季節的変動の概要 〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七一ヌ	通 常 最 大	四〇	〇・五
二七一ヌ (三基)	二・五	二〇〇	一・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
蒸発乾燥施設	ステンレス製	六〇	中和・加熱	連 続	二四時間	変動なし	令和六、一、一五日	令和六、五、一五日	令和六、六、一日
排水槽	鉄筋コンクリート製	一、二〇〇	沈殿	〃	〃	〃	(既設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
蒸発乾燥施設	七	三・五	三・五	三〇〇	二二
排水槽	処理後	〃	〃	四〇	〃
	処理前	七・五	六・五	九六	五五〇・八

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七・三	通常最大	通常最大	通常最大	通常最大	九三三・八
八〇六	一〇	二〇	一五	三〇	
	最大	最大	最大	最大	一、二二〇・二
	検出せず	二〇	四〇	一・五	

山口県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月二十二日

施術者の氏名 施 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
 櫻田 百恵 クローバー訪問鍼 防府市上右田二三八四の一 令和五、一一、一〇  
 灸マツサージ

山口県告示第三百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

越ヶ浜区域	区 域	区 分
通区域		

総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業  
 大型定置網漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業  
 総トン数十トン以上の漁船により、釣り又ははえ縄を使用して営む漁業のうち、主としてはえ縄を使用して

きんめだいをとることを目的とする漁業以外の漁業

(二四〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十四年五月七日から令和二年十二月二十一日まで	下関市地籍図	豊田町大字大河内の一部

二 認証年月日

令和五年十二月二十二日

(二四一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事業の名称  
県宮梅香地区農業競争力強化基盤整備事業
- 二 工事完了の時期  
平成三十一年三月二十七日

- 一 事業の名称  
県宮田代尻地区農村地域防災減災事業
- 二 工事完了の時期  
令和元年十二月十日

(二四二) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
基本測量（数値地図25000（土地条件）作成）
- 二 作業の地域  
岩国市及び和木町
- 三 作業の期間  
令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで

(二四三) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）

- 二 作業の地域  
岩国市及び周南市
- 三 作業の期間  
令和五年九月二十一日から令和六年二月二十九日まで

(二四四) 公共測量の実施の変更

令和五年十一月十四日山口県公告（二二七）で公示した公共測量の実施について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり変更する旨の通知がありました。

令和五年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
変更前 公共測量（航空レーザ測量）  
変更後 公共測量（航空レーザ測量及び航空レーザ測深）
- 二 作業の地域  
変更前 下関市、宇部市、山口市、萩市、長門市、美祢市及び山陽小野田市  
変更後 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び熊毛郡田布施町
- 三 作業の期間  
変更前 令和五年十月二十六日から令和六年二月二十九日まで  
変更後 令和五年十月二十六日から令和六年三月二十二日まで

山口県選挙管理委員会告示第百十七号



地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和五年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、三一五
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二二、三一五
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二二、三一五
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二二、三一五
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二二、三一五
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二二、三一五
県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条	二二、三一五

山口県選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が

あつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年) 考出(月) 日
自由民主党山口県支部	岡生子	吉田順一	萩市土原11301	以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(自由民主党)	令和5、8
女性市長誕生ですべての市民に寄り添う市政を実現する会	藤田 浩久	藤田 勝久	長門市仙崎872		" " 2

山口県選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動年月日)
			新	旧	
自由民主党山口県電気通信支部	兵庫 雄二	会計責任者 兼石美代子	萩市上五間町32	西川啓二郎	令和5、1
やさむら直也後援会	笹村 直也	事務所	萩市大瀬町東分1889の2	萩市土原282の5	" 9 "
夢と活力あふれる美祿市政を実現する会	田邊 正春	代表者	田邊 正春	萩市大瀬町東分313の2	" 11、11 "

山口県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年十二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の 届出事項の 異動の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称		異動 事項	異動 内容	備考 (異動日)
	ささむら直也後援会	異動 内容			
笹村 直也	異動 内容	異動 内容	異動 内容	異動 内容	令和5、/ 9、/

令和五年十二月二十二日印刷

発行人

山口県知事